

宅地建物取引業関係申請書・届出書等の提出方法について

和歌山県
平成31年4月現在

○知事免許

1 免許申請書		
提出区分	主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の区域	主たる事務所の所在地が左記以外の区域
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	正本1通、副本1通	正本1通、副本2通
備 考	新規の場合は、供託又は保証協会加入後、県庁建築住宅課で免許証及び申請書副本1通を交付します（営業保証金供託の場合、営業保証金供託済届出書を持参してください） 更新の場合は、免許後、提出窓口で期間の満了した旧免許証と引き替えに免許証及び申請書副本1通を交付します	

2 名簿登載事項変更届出書		
提出区分	主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の区域	主たる事務所の所在地が左記以外の区域
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	正本1通、副本1通	正本1通、副本2通
備 考	書類の控えが必要な場合は、提出部数に副本1通を加算（窓口で受付印を押して返却します）	

3 営業保証金供託・取りもどしに関する届出書等		
提出窓口	県庁建築住宅課	
提出部数	正本1通	
備 考	書類の控えが必要な場合は、提出部数に副本1通を加算（窓口で受付印を押して返却します） 債権の申出に関する証明書は、県庁建築住宅課で交付します	

4 その他の申請書・届出書		
提出区分	主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の区域	主たる事務所の所在地が左記以外の区域
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	正本1通	正本1通、副本1通
備 考	書類の控えが必要な場合は、提出部数に副本1通を加算（窓口で受付印を押して返却します）	

○大臣免許（主たる事務所の所在地が和歌山県内の業者のみ）

1 免許申請書、名簿登載事項変更届出書、廃業等届出書		
提出区分	主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の区域	主たる事務所の所在地が左記以外の区域
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	正本1通、副本1通	正本1通、副本2通
備 考	書類の控えが必要な場合は、提出部数に副本1通を加算（窓口で受付印を押して返却します）	

2 その他の申請書・届出書		
提出窓口	近畿地方整備局建政部建設産業課へ直接提出	
提出部数	正本1通	
備 考	詳細については、近畿地方整備局（電話06-6942-1141）へお問い合わせください	

○免許換え

1 免許申請書		
提出区分	他の都道府県知事免許 →和歌山県知事免許（転入）	国土交通大臣免許 →和歌山県知事免許（県外支店廃止）
提出窓口	県庁建築住宅課で事前審査後、現在免許を受けている都道府県の担当課へ提出	主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の区域：県庁建築住宅課 主たる事務所の所在地が上記以外の区域：各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の区域：正本1通、副本1通 主たる事務所の所在地が上記以外の区域：正本1通、副本2通	
備 考	申請手数料（33,000円）分の和歌山県収入証紙を申請書正本へ貼付 現在免許を受けている都道府県で副本が必要な場合は、提出部数に必要部数を加算 免許証の交付方法は、知事免許の新規の場合と同じ	

（続き）		
提出区分	和歌山県知事免許 →他の都道府県知事免許（転出）	和歌山県知事免許 →国土交通大臣免許（県外支店設置）
提出窓口	主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の区域：県庁建築住宅課 主たる事務所の所在地が上記以外の区域：各区域を管轄する振興局建設部	
提出部数	正本1通、副本2通	
備 考	詳細については、移転先都道府県の担当課へお問い合わせください	登録免許税（90,000円）を納付し、その領収書原本を申請書正本へ貼付

○宅建業法第50条第2項の届出

1 届出書		
提出区分	業務を行う場所が和歌山市、海南市、海草郡の区域	業務を行う場所が左記以外の区域
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部
提出部数	和歌山県知事免許業者	県庁建築住宅課へ提出する場合：正本1通 各振興局建設部へ提出する場合：正本1通、副本1通
	上記以外の免許業者 (免許権者への届出部数を含む)	県庁建築住宅課へ提出する場合：正本2通 各振興局建設部へ提出する場合：正本2通、副本1通
備考	書類の控えが必要な場合は、提出部数に副本1通を加算(窓口で受付印を押して返却します) 和歌山県知事免許業者が県外で業務を行う場合は、業務を行う都道府県の担当課へ提出してください	

○宅地建物取引士登録関係（登録移転及び取引士証交付申請を除く）

1 申請書・届出書		
提出区分	住所地在県外又は和歌山市、海南市、海草郡の区域	住所地在左記以外の区域
提出窓口	県庁建築住宅課	県庁建築住宅課又は各振興局建設部
提出部数	県庁建築住宅課へ提出する場合：正本1通 各振興局建設部へ提出する場合：正本1通、副本1通	
備考	書類の控えが必要な場合は、提出部数に副本1通を加算(窓口で受付印を押して返却します) 取引士証への住所の裏書きは、県庁建築住宅課で行います。各振興局建設部へ提出する場合は、返信用封筒に宛先を明記し簡易書留郵便分の切手を貼って添付してください	

○宅地建物取引士登録移転

1 登録移転申請書		
提出区分	和歌山県知事登録→ 他の都道府県知事登録（転出）	他の都道府県知事登録→ 和歌山県知事登録（転入）
提出窓口	県庁建築住宅課	県庁建築住宅課で事前審査後、 現在登録している都道府県担当課へ提出
提出部数	正本1通、副本1通	
備考	詳細については、移転先都道府県の担当課へお問い合わせください	登録手数料(8,000円)分の和歌山県収入証紙を申請書へ貼付してください

○宅地建物取引士証交付申請

1 宅地建物取引士証交付申請書		
提出区分	宅地建物取引士試験合格1年以内	宅地建物取引士試験合格1年超
提出窓口	(公社)和歌山県宅地建物取引業協会又は 県庁建築住宅課	(公社)和歌山県宅地建物取引業協会 (法定講習受講申込と同時に提出)
提出部数	正本1通	
備考	取引士証は、(公社)和歌山県宅地建物取引業協会から交付します	取引士証は、法定講習終了後会場で交付します

○連絡先一覧

提出窓口	担当区域等	連絡先
県庁建築住宅課企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部総務調整課 建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223 岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部総務調整課 建築グループ	橋本市 伊都郡	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部総務調整課 建築グループ	有田市 有田郡	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部総務調整課 建築グループ	御坊市 日高郡	〒644-0011 御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部建築課 建築グループ	田辺市、西牟婁郡（すさみ町を除く）	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部総務用地課 総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町、古座川町	〒649-3503 東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部総務調整課 建築グループ	新宮市、東牟婁郡（串本町、古座川町を除く）	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624
(公社)和歌山県宅地建物取引業協会	取引士証交付事務 取引士法定講習	〒640-8323 和歌山市太田143-3 電話 073-471-6000
(公社)全日本不動産協会和歌山県本部	取引士法定講習	〒640-8323 和歌山市太田2丁目6番12-102 電話 073-473-6679